

桑名市危機管理指針



桑 名 市

平成18年12月 策定
平成22年 3月 改訂
平成29年10月 改訂
令和 2年 6月 改訂

目 次

第1節 総 則

1 目 的	1
2 定 義	1
3 危機への対応	2

第2節 市の責務

1 基本的責務	2
2 職員の責務	2

第3節 危機管理の基本方針

1 事前対策	3
2 緊急対策	3
3 事後対策	4

第1節 総則

1 目的

本指針は、本市における様々な危機への対応について、基本的な考え方を定め、危機管理体制の強化を図ることを目的とする。

2 定義

本指針において、用語の意義等は、次のとおりとする。

(1) 危機

本指針において、危機を「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急処理事態」、「事件等の緊急事態」の3つに大別して定義する。

① 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定されている「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

② 武力攻撃事態等及び緊急処理事態

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第3号に規定されている武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のことをいう。

武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

また、緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

③ 事件等の緊急事態

事件等の緊急事態とは、大規模な事件や事故、感染症、環境汚染など災害や武力攻撃事態等及び緊急処理事態以外の危機事象をいう。

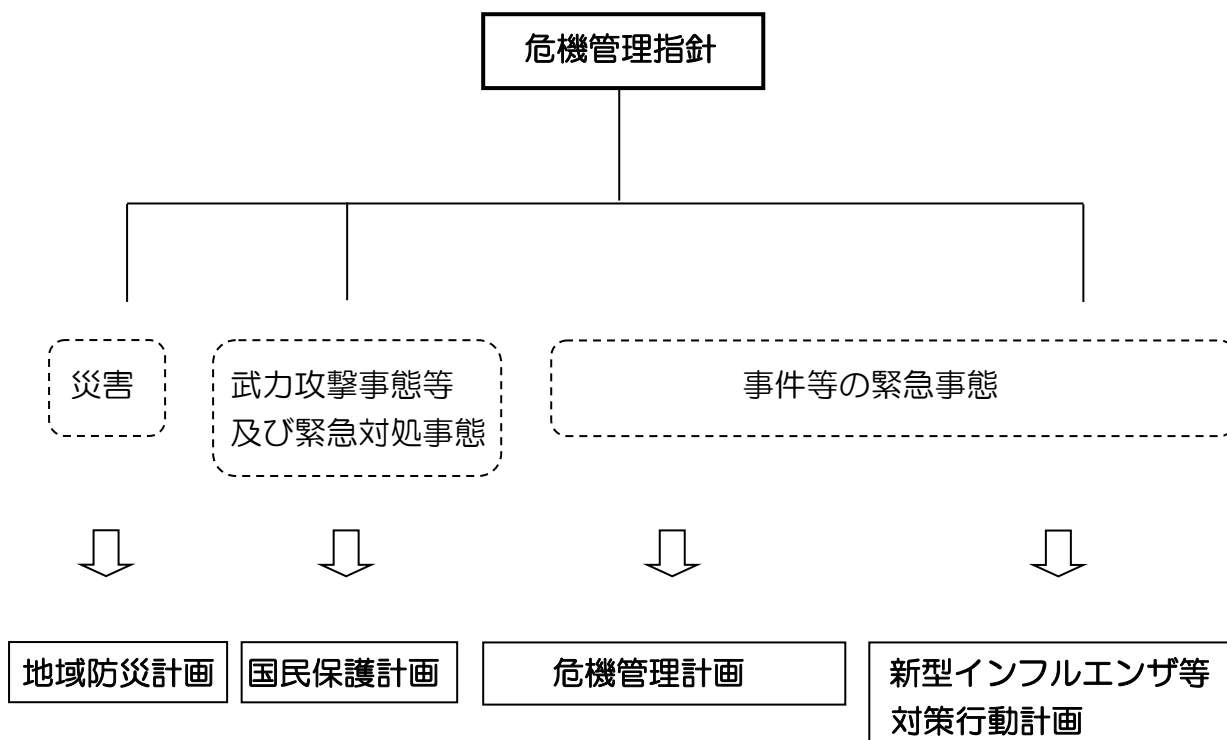
(2) 危機管理

危機管理とは、危機の未然防止と危機が発生した時の被害を最小限に抑えるための取り組みであり、平常時から行う「事前対策」、危機が発生した時の被害の最小化、拡大防止のための「緊急対策」、危機終了後の復旧、再発防止のための「事後対策」の3つの対策をいう。

3 危機への対応

本指針は、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急処理事態」及び「事件等の緊急事態」のすべての危機を対象とし、本市の基本的な考え方を示すものであり、個別の危機事象に対する計画については、本指針を踏まえ、別途策定するものとする。

【体系図】



第2節 市の責務

1 基本的責務

市は、さまざまな危機から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に関わる対策を総合的に推進する。

2 職員の責務

職員は、さまざまな危機から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、常に起こり得る危機を想定し、その対応策を検討するとともに、訓練や研修を通じて危機管理に関する知識等の習得に努め、危機管理能力の向上に努める。

第3節 危機管理の基本方針

1 事前対策

市は、事前対策として、平常時からさまざまな危機を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努める。

(1) 点検・確認の実施

市は、所管業務や情報連絡体制の確認等を実施するとともに、施設や設備、資機材等の適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるよう努める。

(2) 訓練等への取り組み

さまざまな危機を想定した訓練に積極的に取り組む。

また、訓練等については、市民、事業者、関係機関等との連携・協力を図り、十分な効果を発揮できるよう努める。

(3) 関係機関との連携強化

危機が発生した場合に、迅速かつ的確に対応するべく、平常時から関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化と推進に努める。

(4) ボランティア団体等との協力体制

危機が発生した場合にボランティア団体等が活動しやすい環境を整備するとともに、協力の体制づくりに努める。

(5) 市民等への情報提供

市民等と行政が一体となってさまざまな危機に備えることが重要であることから、危機管理に関する情報を積極的に提供するなど、市民等との情報共有に努める。

2 緊急対策

危機が発生した場合、市民の生命の安全確保を最優先するとともに、被害や影響を最小限にとどめるための緊急対策を迅速に実施する。

(1) 危機事象発生時の組織体制

危機が発生した場合は、直ちに関係部局が必要な体制をとり、横断的に対応する。被害等が拡大し、全庁的な対応が必要な場合には、市対策本部等の組織体制に迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行う。

(2) 関係機関等と連携した緊急対策の実施

危機が発生した場合は、被害や影響を最小限に止めるために、市民、事業者、関係機関等と連携して、人命救助等の緊急対策を実施し、事態の収束に努める。

(3) 応援要請

危機が発生した場合は、その危機の発生規模や被害状況により、必要と認められる場合には、所定の手続きをもって、他団体等から速やかな応援を得られるように努める。

(4) 市民等への情報提供

危機が発生した場合には、市民等が必要とする情報について、迅速かつ的確に提供するよう努める。

3 事後対策

危機の収束後は、市民生活の速やかな回復を図るための支援などを実施するとともに、危機の再発防止、緊急対策の改善を目的として検証を行い、危機管理の向上に努める。